

議案第 1 2 号

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 2 月 2 3 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 7 年厚生労働省令第 4 号）により、  
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働  
省令第 3 4 号）の一部が改正されたことに伴い、君津市指定地域密着型サービスの事業の  
人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 5 年君津市条例第 7 号）の一部を  
改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成25年君津市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第13条中「複合型サービス」の次に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第  
36号)第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。